

令和5年11月20日

島田市立小中学校保護者様

島田市教育委員会  
学校教育課長

インフルエンザによる出席停止の様式変更について

インフルエンザの罹患証明にかかる家庭や医療機関の負担軽減を図るため、出席停止に係る様式を変更し、今後は別紙様式「インフルエンザ経過報告書」の提出により、登校再開とします。

このことにより、医療機関受診時のインフルエンザの罹患証明書の取得は不要となります。登校再開の判断においては、御家庭での体温測定が重要となります。御理解・御協力をお願いします。

記

1 対応 下表のとおり

2 運用開始 令和5年11月21日（火）から

	【従来】罹患証明書	【変更後】経過報告書
1	医療機関を受診し、インフルエンザと診断される。	
2	保護者は医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」を発行してもらい、インフルエンザに罹患したことを学校に伝える。	保護者はインフルエンザに罹患したこと（症状と発症日）を学校に伝え、「インフルエンザ経過報告書」を島田市ホームページや学校ホームページからダウンロードする。または、学校からもらう。
3	自宅安静 保護者は毎日、午前・午後の体温を測定し、「インフルエンザ罹患証明書」（経過報告書欄）に記録する。	自宅安静 保護者は毎日、午前・午後の体温を測定し、「インフルエンザ経過報告書」に記録する。
4	「発症した後5日、かつ、解熱した後2日」を経過する。	
5	登校時に「インフルエンザ罹患証明書」を学校（担任）に提出する。	登校時に「インフルエンザ経過報告書」を学校（担任）に提出する。

※ホームページから「インフルエンザ経過報告書」のダウンロードや印刷ができない場合は、学校にお問い合わせください。

担当 学校教育課  
電話 36 - 7955